

国及び東京都のスポーツ政策の動向

1 国及び東京都の動向

(1) 国の動向

・スポーツ立国戦略

文部科学省では、平成 22(2010)年 8 月に「スポーツ立国戦略」を策定し、わが国の「新たなスポーツ文化の確立」を目指し、「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」、「連携・協働の推進」を基本的な考え方として、今後おおむね 10 年間で実施すべき 5 つの重点戦略を定め、その体制整備のあり方などを示しています。

【重点戦略】

- ① ライフステージに応じたスポーツ機会の創造
- ② 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化
- ③ スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出
- ④ スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上
- ⑤ 社会全体でスポーツを支える基盤の整備

・スポーツ基本法

「スポーツ立国戦略」を基に、「スポーツ基本法」が平成 23(2011)年 6 月に制定されました。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることの考えに立った新しい時代におけるスポーツの基本理念を提示し、国、地方公共団体、スポーツ団体をはじめとする関係者の連携と協働によって、その基本理念の実現を図ることを具体的に規定しています。

・スポーツ基本計画

平成 24(2012)年 3 月に「スポーツ基本計画」が策定され、今後 10 年間を見通したスポーツ推進の基本方針と、今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を定め、一体的な推進を図ることとしています。

【今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策】

- ① 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- ② 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④ 国際競争力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進
- ⑥ ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦ スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

・第 2 期スポーツ基本計画

平成 27(2015)年 10 月にスポーツ庁が発足し、これまで複数の省庁で行われていたスポーツ関連業務や権限が一元化されました。また、平成 29(2017)年 4 月に策定され

た「第2期スポーツ基本計画」は、令和3(2021)年度までの5年間を計画期間とし、

スポーツ参画人口を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことが基本方針とされています。

【第2期スポーツ基本計画の4つの指針】

- ① スポーツで「人生」が変わる！
- ② スポーツで「社会」を変える！
- ③ スポーツで「世界」とつながる！
- ④ スポーツで「未来」を創る！

【数値目標】

スポーツ実施率 65%（週1回以上スポーツを実施する成人の割合）

・ 第3期スポーツ基本計画

令和4(2022)年3月に、令和4年(2022)から令和8年度(2026)を計画期間とする「第3期スポーツ基本計画」を策定し、第2期スポーツ基本計画の中長期的な4つの指針を踏襲しつつ、新たな視点として、①社会の変化や状況に応じて柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」という視点、②さまざまな立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり、ともに、つながる」ことで課題に取り組む視点、③性別や年齢、障害の有無、経済的な事情、地域事情等に関わらず、「誰もがアクセスできる」スポーツ環境や社会の実現を目指す視点を加え、スポーツそのものが有する価値や、スポーツを通じた地域活性化等に寄与する価値を高めるための取り組む方向性が示されています。

(2) 東京都の動向

・ 東京都スポーツ推進計画

スポーツ基本法の制定を受け、「東京都スポーツ振興基本計画」（平成20(2008)年7月）を見直し、平成25(2013)年3月に「東京都スポーツ推進計画」が平成32(2020)年度までの新たな指針として策定されました。

【基本理念】

スポーツの力をすべての人に

【目標】

スポーツ実施率 70%（週1回以上スポーツを実施する成人の割合）

【戦略】

- ① スポーツに触れて楽しむ機会の創出
- ② スポーツをしたくなるまちづくり
- ③ ライフステージに応じたスポーツ活動の支援
- ④ 世界を目指すアスリートの育成国際交流、観光、都市づくり政策等との連動

・ 東京都障害者スポーツ振興計画

全国初となる行政計画「東京都障害者スポーツ振興計画」を平成24(2012)年3月に策定し、「東京都スポーツ推進計画」と相互に連動させて、障害の有無に関わらず、誰でも身近な地域でスポーツを楽しめる環境の整備を重点的に進めることとしています。

・ 東京都スポーツ推進総合計画

平成30(2018)年3月には、上記の2つの計画が統合された「東京都スポーツ推進総合

計画」が策定されました。統合の理由としては、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ 2019 の開催決定や、都民の障害者スポーツへの関心の高まりなど、東京都のスポーツを取り巻く環境の変化に対応し、新たな施策を効果的に展開するとともに、スポーツ振興全般について、障害のある人に配慮した視点を持って施策を普遍的に展開していくためとされています。

【基本理念】

スポーツの力で東京の未来を創る

【数値目標】

都民のスポーツ実施率 70%（週 1 回以上スポーツを実施する成人の割合）

【計画期間】

平成 30(2018)年度から令和 6(2024)年度まで

【主な内容】

「スポーツ都市東京」の実現に向け、3 つの政策目標を設定

政策目標 1 スポーツを通じた健康長寿の達成

政策目標 2 スポーツを通じた共生社会の実現

政策目標 3 スポーツを通じた地域・経済の活性化

・東京都スポーツ推進総合計画（改定）

現在、平成 30(2018)年 3 月に策定された東京都スポーツ推進総合計画の改定作業を行っている。

東京都スポーツ振興審議会の資料によれば、次期計画の方向性（基本的な考え方）について、「次期計画では、スポーツの価値やスポーツがもたらす効用を踏まえ、スポーツを通じてどのような社会を実現していくかを明らかにしていきたい。」とし、下記の方向性を掲げている。

○生涯を通じてスポーツに親しみ、健康で生き生きと生きる

○スポーツを通して、人々の相互理解が進み、互いにつながる

○スポーツで持続可能な社会を築き、未来にバトンをつなげる

○誰でもスポーツにアクセスでき、地域や経済が活性化する